

(2)大規模構造物が残存している、あるいは、無道路地や斜面地であるなど、地形的要因等から利活用が困難なため、現状のまま市が保有することが適当と思われるもの。

番号	所管局	区名	所在	住居表示	面積 (㎡)	地目	用途地域	備考
1	財政局	門司区	風師四丁目359-10外1筆	風師四丁目7番街区	1,663.28	宅地	第一種住居地域	
2	市民文化 スポーツ局	門司区	庄司町1589-2外4筆	庄司町19番街区	18,148.79	学校 用地	第一種低層 住居専用地域	庄司小学校跡地
3	財政局	門司区	丸山一丁目1180-1外10筆	丸山一丁目2番街区 清滝五丁目4番街区	40,621.60	山林	第一種中高層 住居専用地域	旧門司市から継承した山林
4	建築都市局	小倉北区	泉台三丁目774-4外4筆のうち	泉台三丁目30番街区	1,800.00	宅地	第一種中高層 住居専用地域	市営住宅建設残地
5	建築都市局	小倉南区	大字母原368-13のうち	—	4,631.00	原野	市街化調整区域	新道寺第二団地跡地
6	上下水道局	若松区	今光二丁目1326-5外2筆	今光二丁目20番街区	6,903.43	水道 用地	市街化調整区域	藤木浄水場跡地
7	産業経済局	若松区	大字小石1894	—	1,976.00	ため池	市街化調整区域	ため池跡地
8	財政局	若松区	原町1-3外3筆	原町1番街区	2,243.67	雑種地	第一種住居地域	焼却場跡地
9	建築都市局	八幡東区	清田二丁目406	清田二丁目14番街区	2,288.09	宅地	第一種住居地域 第一種低層 住居専用地域	清田町団地跡地
10	上下水道局	八幡西区	大字金剛1193-3外1筆	—	4,491.73	山林	市街化調整区域	木屋瀬簡易水道施設跡地
11	建築都市局	八幡西区	大字野面1680-2外7筆	—	3,137.00	田	市街化調整区域	栄町第二団地跡地

(2)大規模構造物が残存している、あるいは、無道路地や斜面地であるなど、地形的要因等から利活用が困難なため、現状のまま市が保有することが適当と思われるもの。

番号	所管局	区名	所在	住居表示	面積 (㎡)	地目	用途地域	備考
12	建築都市局	八幡西区	大字野面1928-4外1筆のうち	—	4,400.00	宅地	市街化調整区域	栄町団地跡地
合 計					92,304.59			